平成 26 年 4 月 18 日

組　合　員　各　位

健康保険適用除外の厳格化に伴う対応について

さて、過日平成 23 年 3 月 8 日付け厚生労働省保健課長通知により、法人事業所及び 5 人以上雇用している個人事業所での健康保険適用除外手続きについて、特別な事情がない限り「事由発生から 5 日以内」に届出を行うことが厳格化されました。

以来、手続きが遅れたために、歯科医師国保を強制離脱となる事例が発生しておりますので、今後下記に該当する方（該当する可能性がある方）は、お手数ですが**必ず組合事務局までご一報ください**ますようお願い申し上げます。

① 法人化する
② 歯科医師国保の被保険者証を使う第 2 種組合員（従業員）が 5 人以上いる事業所
③ 開設者及び管理者を変更する
④ 移転する

詳細説明（適用除外とは）

本来、法人事業所及び 5 人以上従業員のいる個人事業所は強制的に社会保険（健康保険と厚生年金）が義務付けられています。

しかし、歯科医師国保に加入している人に限り、茨城事務センター及び当該年金事務所にて手続きすることで、特別に歯科医師国保と厚生年金とすることができます。

この手続きのことを適用除外といいますが、適用除外の手続きを事由発生から 5 日以内にしなければ、歯科医師国保に残れず、医療保険は「協会けんぽ」に加入となります。

〒311-0911　水戸市見和 2-292
茨城県歯科医師国民健康保険組合
TEL　029-252-2562